

千葉県報

定例
令和5年4月21日

主要目次

- 土地改良区の設立認可
- 土地改良区定款の変更認可（五件）
- 土地改良事業計画の変更認可
- 知事管理漁獲可能量
- 内水面漁場管理委員会指示
- 千葉県内水面漁場管理委員会指示第一号
- 特定調達公告
- 入札公告

告

示

四 二 一 一 一

千葉県告示第百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、令和五年三月十日付けで大鳥居土地改良区の設立を認可した。
令和五年四月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、戸田中央土地改良区の定款の変更を令和五年四月十三日付けで認可した。
令和五年四月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、君津市小櫃川左岸土地改良区の定款の変更を令和五年四月十一日付けで認可した。
令和五年四月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、君津市小櫃南部土地改良区の定款の変更を令和五年四月十一日付けで認可した。
令和五年四月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、君津市末吉土地改良区の定款の変更を令和五年四月十一日付けで認可した。
令和五年四月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、吉田西部土地改良区の定款の変更を令和五年四月十三日付けで認可した。
令和五年四月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、千葉県借当川沿岸土地改良区の借当川沿岸地区における土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画の変更を令和五年四月十三日付けで認可した。

この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分取消しの訴えを提起することができる（なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この認可の日の翌日から起算して一年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

令和五年四月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百八十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和五管理年度（令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間をいう。）における同項に規定する数量を次のとおり定めた。

令和五年四月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

くろまぐろ（小型魚）

2 知事管理区分に配分する数量		1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	
知事管理区分	数量	知事管理区分	数量
一	千葉県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(四月から六月まで)	一	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(四月から六月まで)
	一一・七トン		三・五トン
二	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(七月から九月まで)	二	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(七月から九月まで)
	〇・五トン		〇・五トン
三	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(十月から十二月まで)	三	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(十月から十二月まで)
	六・九トン		六・九トン
四	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(一月から三月まで)	四	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(一月から三月まで)
	〇・五トン		〇・五トン
五	千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(四月から六月まで)	五	千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(四月から六月まで)
	六・四トン		六・四トン
六	千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(七月から九月まで)	六	千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(七月から九月まで)
	〇・五トン		〇・五トン
七	千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(十月から十二月まで)	七	千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(十月から十二月まで)
	七・一トン		七・一トン
八	千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(一月から三月まで)	八	千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(一月から三月まで)
	六・七トン		六・七トン
九	千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(四月から六月まで)	九	千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(四月から六月まで)
	三・二トン		三・二トン
十	千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(七月から九月まで)	十	千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(七月から九月まで)
	〇・五トン		〇・五トン
十一	千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(十月から十二月まで)	十一	千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(十月から十二月まで)
	二・七トン		二・七トン
十二	千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(一月から三月まで)	十二	千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(一月から三月まで)
	四・〇トン		四・〇トン
十三	千葉県くろまぐろ(小型魚)定置漁業	十三	千葉県くろまぐろ(小型魚)定置漁業
	一一・二トン		一一・二トン

2 知事管理区分に配分する数量		1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	
知事管理区分	数量	知事管理区分	数量
二	千葉県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(七月から九月まで)	二	千葉県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(七月から九月まで)
	二・〇トン		二・〇トン
三	千葉県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(十月から十二月まで)	三	千葉県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(十月から十二月まで)
	二・九トン		二・九トン
四	千葉県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(一月から三月まで)	四	千葉県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(一月から三月まで)
	七・九トン		七・九トン
五	千葉県くろまぐろ(大型魚)定置漁業	五	千葉県くろまぐろ(大型魚)定置漁業
	二・二トン		二・二トン

内水面漁場管理委員会指示

千葉県内水面漁場管理委員会指示第一号
 令和五年度における第五種共同漁業権魚種に係る増殖方法及び増殖すべき量等について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。
 令和五年四月二十一日
 千葉県内水面漁場管理委員会会長 粕谷 清

指示対象者(漁業権者)	増殖区域(漁業権番号)	魚種	増殖方法	放流量等	摘要
養老川漁業協同組合	内共第一号	ふな	種苗放流	八八〇キログラム	(種苗放流基準) ふな 全長三センチメートル
		うなぎ	〃	七〇キログラム	ふな 全長三センチメートル
		あゆ	〃	八〇、〇〇〇	メートル以上
		わかさぎ	卵放流	一、〇〇〇万粒	うなぎ 全長一五センチメートル
		おいかわ	産卵床造成	四〇〇平方メートル	メートル以上
		うぐい	〃	四〇〇平方メートル	あゆ 全長

栗山川漁業	南白亀川漁業協同組合	夷隅川漁業協同組合	湊川漁業協同組合	小櫃川漁業協同組合			
内共第六号	内共第五号	内共第四号	内共第三号	内共第二号			
ふな	うなぎ ふな	うぐい おいかわ あゆ うなぎ ふな	おいかわ あゆ ふな	うなぎ あゆ わかさぎ にじます おいかわ うぐい			
種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流			
二二〇キログラム	四〇キログラム 三五キログラム	五〇〇平方メートル 尾五〇〇平方メートル	三九〇キログラム 一六五キログラム	一〇四〇キログラム 一〇五キログラム			
				五センチメートル以上 にじます全長一五センチメートル以上			
笹川漁業協同組合	北総漁業協同組合	佐原漁業協同組合	印旛沼漁業協同組合	沼漁業協同組合	我孫子手賀沼漁業協同組合	手賀沼漁業協同組合	協同組合
内共第一一	内共第一一	内共第九号	内共第一四	内共第八号	内共第七号	内共第一四	内共第七号
ふな	うなぎ ふな	うなぎ ふな	うなぎ ふな	うなぎ わかさぎ もつこ	ふな	うなぎ ふな	うなぎ ふな
種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流
六四〇キログラム	四〇〇キログラム 一四キログラム	七〇キログラム 五六〇キログラム	七キログラム 三六〇キログラム	二一〇キログラム 二、〇〇〇万粒 一、八〇〇平方メートル	一一〇キログラム	七キログラム 四〇〇キログラム	一一〇キログラム 四〇〇キログラム

同組合	号	うなぎ	ラム	七〇キログラム
中利根漁業協同組合	内共第一号	ふな	種苗放流	九〇キログラム
小糸川漁業協同組合	内共第一三号	うなぎ	種苗放流	七キログラム
		おいかわ	産卵床造成	一四〇キログラム
		うぐい	種苗放流	二〇〇平方メートル
松戸市漁業協同組合	内共第一号（東京都知事免許）	うなぎ	種苗放流	二〇〇平方メートル
市川市漁業協同組合	内共第一号（東京都知事免許）	ふな	種苗放流	一七〇キログラム
		うなぎ	種苗放流	二四〇キログラム
			種苗放流	三〇キログラム
			種苗放流	三〇キログラム

備考

- 一 このことについては、コイヘルペスウイルス（KHV）病のまん延防止のため、令和五年度の放流に係る指示は行わないこととする。
- 二 うぐいの産卵床造成については、当該産卵床の面積一〇〇平方メートルに「うぐい」の種苗一〇〇キログラムを放流することにより代替することができるとする。

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものとする。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年4月21日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 書ききり型撮影媒体（SDメモリーカード） 48,440

枚

- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限 令和5年8月31日
- (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
 - (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
 - (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
 - (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課 契約係 電話043（201）0110
 - (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>
 - (3) 入札説明書の交付期間 令和5年4月21日から5月31日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (4) 入札書の提出期限
 - ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年6月15日午後5時
 - イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年6月15日午後5時
 - (5) 開札の日時及び場所 令和5年6月16日午前10時 千葉県警察本部5階入札室
- 4 その他

<p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年5月31日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年5月31日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: 48,440 Pieces of SD-WORM Cards</p>	<p>(2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 15 June 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110</p>
--	---

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八